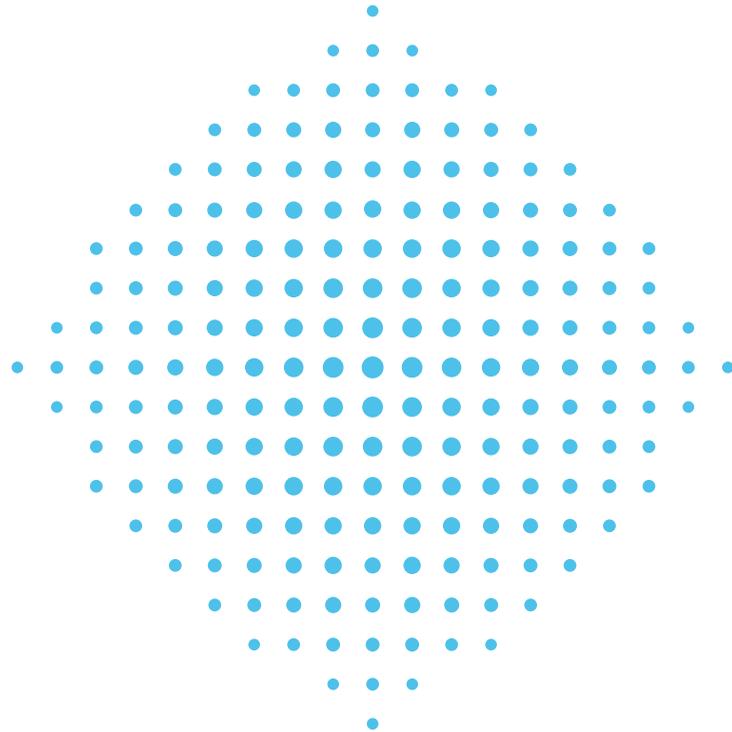


# IDナンバー・アナウンス ナンバー・リクエスト

## 使用説明書



### 本サービスに関するお問い合わせ・お申し込み

局番 **116** へ  
なしの **116** へ

営業時間  
午前9時～午後5時 土・日・祝も受付中  
年末年始(12月29日～1月3日)は除く

携帯電話・PHSからは

通信料 **無料** **0800-2000116**

※NTT西日本エリア以外からはご利用になれません。 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

(2016.3)

## 目次

ナンバー・アナウンスとは……………	2
ガイダンスの内容……………	2
ナンバー・アナウンスの操作手順……………	3
他のネットワークサービス等と併せてご利用いただく場合の留意事項など……………	5
ナンバー・アナウンスの提供条件……………	6
ナンバー・アナウンスの対象通話……………	6
ナンバー・リクエストとは……………	7
ナンバー・リクエストの操作手順……………	7
他のネットワークサービス等と併せてご利用いただく場合の留意事項など（ナンバー・リクエスト）……………	8
サービス利用マーク……………	9
「発信者個人情報保護ガイドライン」について……………	10

## ナンバー・アナウンスとは

- 受話器を上げて、「136」をダイヤルすると、かかってきた相手の、①日時と電話番号（番号が通知されていた場合）、または、②日時と非通知理由（番号が通知されていなかった場合）を最大5件まで音声で通知するサービスです。
- さらに、続けて「3」をダイヤルすると、お知らせした電話番号へ自動的に発信することができます。（かけた方が電話番号を通知していた場合）
- 次の記録を聞く時、または、最終の記録を聞き終わった時は「5」（先頭の記録に戻る時は「8」）をダイヤルします。
- ※「8」をダイヤルして先頭の記録に戻る旨のガイダンスは、2回目のガイダンス時には流れません。（「8」ダイヤルは1回のみ可能です）
- また、「9」をダイヤルすると、全ての記録を消去することができます。記録の消去は、全ての記録を聞き終わった後のみ可能で、個別に記録を消去することはできません。

## ガイダンスの内容

受話器を上げて、「136」をダイヤルすると、次のようなガイダンスが流れます。

## ①かけた方が電話番号を通知していた場合

「〇〇月〇〇日午前/午後〇〇時〇〇分に〇〇〇△△△□□□□から着信がありました。〇〇〇△△△□□□□から着信がありました。折り返し電話をかける時は数字の「3」、次の記録を聞く時、または、最終の記録を聞き終わった時は数字の「5」、（※先頭の記録に戻る時は数字の「8」）を押してください。」

## ②かけた方の電話番号が通知されていない場合

## 【かけた方が電話番号を通知していなかった場合】

「〇〇月〇〇日午前/午後〇〇時〇〇分に着信がありました。相手の方が電話番号を通知されていないため折り返し電話をかけることはできません。次の記録を聞く時、または、最終の記録を聞き終わった時は数字の「5」、（※先頭の記録に戻る時は数字の「8」）を押してください。」

## 【公衆電話からの着信の場合】

「〇〇月〇〇日午前/午後〇〇時〇〇分に着信がありました。相手の方が公衆電話からおかけになっているため折り返し電話をかけることはできません。次の記録を聞く時、または、最終の記録を聞き終わった時は数字の「5」、（※先頭の記録に戻る時は数字の「8」）を押してください。」

## 【国際電話などで電話番号が通知されなかった場合】

「〇〇月〇〇日午前/午後〇〇時〇〇分に着信がありました。相手の方の電話からは番号を通知できないため折り返し電話をかけることはできません。次の記録を聞く時、または、最終の記録を聞き終わった時は数字の「5」、（※先頭の記録に戻る時は数字の「8」）を押してください。」

- ※「8」をダイヤルして先頭の記録に戻る旨のガイダンスは、2回目のガイダンス時には流れません。（「8」ダイヤルは1回のみ可能です）

# ナンバー・アナウンスの操作手順

## ① 受話器を上げて 1 3 6 をダイヤルして下さい。

「現在、○件の記録があります。」というガイダンスが流れます。

## ② 【かけた方が電話番号を通知していた場合】

「○○月○○日午前/午後○○時○○分に○○△△□□□□から着信がありました。○○△△□□□□から着信がありました。折り返し電話をかける時は数字の 3、次の記録を聞く時、または、最終の記録を聞き終った時は数字の 5、(※先頭の記録に戻る時は数字の 8) を押してください。」というガイダンスが流れます。

## ② 【かけた方の電話番号が通知されていない場合】

通知されない理由によりガイダンス内容が異なります。

### 【かけた方が電話番号を通知していなかった場合】

「○○月○○日午前/午後○○時○○分に着信がありました。相手の方が電話番号を通知されていないため折り返し電話をかけることはできません。次の記録を聞く時、または、最終の記録を聞き終った時は数字の 5、(※先頭の記録に戻る時は数字の 8) を押してください。」

### 【公衆電話からの着信の場合】

「○○月○○日午前/午後○○時○○分に着信がありました。相手の方が公衆電話からおかけになっているため折り返し電話をかけることはできません。次の記録を聞く時、または、最終の記録を聞き終った時は数字の 5、(※先頭の記録に戻る時は数字の 8) を押してください。」

### 【国際電話などで電話番号が通知されなかった場合】

「○○月○○日午前/午後○○時○○分に着信がありました。相手の方の電話からは番号を通知できないため折り返し電話をかけることはできません。次の記録を聞く時、または、最終の記録を聞き終った時は数字の 5、(※先頭の記録に戻る時は数字の 8) を押してください。」

というガイダンスが流れます。

### 【操作上の注意】

- ※ 8 をダイヤルして先頭の記録に戻る旨のガイダンスは、2回目のガイダンス時には流れません。(8 ダイヤルは1回のみ可能です)
- ※ 1 3 6 ダイヤルの後ガイダンスが流れる前に 3、5、8、9 をダイヤルすると正常に動作しない場合があります。
- ※ ガイダンスの途中でも、ガイダンスを最後まで聞かずに次のダイヤル操作を行なうことができます。(スキップ機能)

【折り返し発信する時】	【次の記録を聞く時または、最終の記録を聞き終った時】	【記録を消去する時】
<p>③ 数字の 3 をダイヤルしてください。</p> <p>そのままお待ち下さい。ガイダンスのあった電話に折り返し発信します。</p> <p>※相手が応答すると、その時点から通常の通話料金がかかります。</p> <p>※折り返し発信後、次の記録を聞く時は、再度左記①から初めてください。</p>	<p>【次の記録を聞く時】</p> <p>③ 数字の 5 をダイヤルしてください。</p> <p>【最終の記録を聞き終った時】</p> <p>④ 数字の 5 をダイヤルしてください。</p> <p>【全ての記録をお知らせいたしました。(※先頭の記録に戻る場合は数字の 8)、全ての記録を消去する時は数字の 9 を押してください。】</p> <p>というガイダンスが流れます。</p> <p>※8 をダイヤルして先頭の記録に戻る旨のガイダンスは、2回目のガイダンス時には流れません。(8 ダイヤルは1回のみ可能です)</p>	<p>⑤ 数字の 9 をダイヤルしてください。(全ての記録を消去します。)</p> <p>【記録を消去いたしました。】</p> <p>というガイダンスが流れます。</p> <p>ここで電話を切ってください。</p> <p>【記録の消去についての注意】</p> <p>※記録の消去は、全ての記録を聞き終った後のみ可能です。</p> <p>※個別に記録を消去することはできません。</p>

※記録がない場合、「136」をダイヤルすると、「現在、記録はありません。」というガイダンスが2回流れます。

※かけた方が電話番号を通知していなかった場合、自動車・携帯電話(一部事業者)、国際電話(一部を除く)からなどの電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信については、折り返し発信はできません。

※かけた方がフリーダイヤル番号通知機能により、フリーダイヤル番号を通知した場合は、「136」をダイヤルするとフリーダイヤル番号がアナウンスされます。続けて「3」をダイヤルした場合、フリーダイヤル番号に折り返し発信を行います。以下の事象が生じる場合があります。

- ・フリーダイヤルの着信指定地域以外からの折り返し発信はできません。
- ・フリーダイヤルが全国共通番号の場合、折り返し発信時にはフリーダイヤル契約者の最寄りの事業所につながります。

## 他のネットワークサービス等と併せてご利用いただく場合の留意事項など

### ①代表機能

・「ナンバー・アナウンス」を契約している回線に、直接かかってきた着信が対象です。また、代表機能により、その回線が選択された場合には「ナンバー・アナウンス」の対象になります。

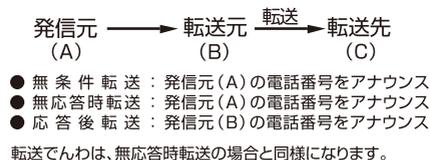
### ②キャッチホン、話中時転送サービス

・お話し中にあとからかかってきた電話（割り込み電話）の電話番号等がアナウンスされます。

### ③ボイスワープ、ボイスワープセレクト、転送でんわ

・転送先への電話番号の通知については、転送の設定状況により以下のようになります。  
また、転送の設定状況にかかわらず、発信者が「184」をダイヤルすると電話番号はアナウンスされません。

<Bがボイスワープを、Cがナンバー・アナウンスを契約している場合>



※ボイスワープ等の転送サービスで携帯電話およびPHSに転送する場合、発信元 (A) の電話番号が通知されます。(ただし、一部事業者を除く)

### ④クレジット通話サービス (NTTコミュニケーションズが提供するサービスです。)

・ナンバー・アナウンスにより通知された電話番号にクレジット通話サービスを利用して、折り返し発信（「136」の後に「121」をダイヤル）することはできません。通常のクレジット通話の操作（「121」の後に「接続指示番号3（または4）」をダイヤルし、「会員番号」、「暗証番号」、最後に「通話先電話番号」をダイヤル）によりおかけ直してください。

### ⑤トリオホン

・第三者の呼び出しに、折り返し発信（「136」の後に続けて「3」をダイヤル）を利用することができます。

### ⑥でんわばん

・でんわばんを利用中（開始に設定した場合）は、でんわばんのメッセージが流れます。  
なお、でんわばんのメッセージに回答した通話は着信しないため電話番号等が通知されません。また、折り返し発信もできません。

### ⑦短縮ダイヤル

・本機能の設定で使用する「136」を短縮ダイヤルへ登録することはできません。

### ⑧二重番号サービス

・二重番号サービスを利用中（開始に設定した場合）に、主電話番号にかかってきた通話については、二重番号サービスのメッセージが流れます。なお、メッセージに回答した通話は着信しないため電話番号等が通知されません。  
また、折り返し発信もできません。

・副電話番号にかかってきた着信および二重番号サービスの停止時に主電話番号へかかってきた着信については、電話番号等が通知されます。また、折り返し発信も可能です。

### ⑨迷惑電話おことりサービス

・迷惑電話おことりサービス利用中に、登録されている電話番号からかかってきて、メッセージに回答した通話は、電話番号は通知されません。(着信しません)

### ⑩ナンバーでお知らせ136

・ナンバー・アナウンスをご契約の場合、ナンバーお知らせ136はご利用できません。

「ナンバーお知らせ136」とは、事前のお申し込み不要で「136」をダイヤルすると、最後にかかってきた日時と相手の方の電話番号などを音声でお知らせするサービスです。1回の電話番号のお知らせにつき30円（税込31.5円）の料金がかかります。(ただし、相手の電話番号が通知されていない場合や同じ記録を再度開く場合は料金はかかりません。)なお、月額使用料、工事費は不要です。

## ナンバー・アナウンスの提供条件

- ご契約いただけるのは、単独電話（小型ピンク電話を除く）をご利用のお客さまに限りです。着信用電話、共同電話、事業所集団電話（ビル電話）、支店代行電話、有線放送電話接続電話、公衆電話、およびINSネットなどではご利用になれません。
- ダイヤルイン、テレドーム (IP側) \*、ノーリング通信サービス（センター回線）、メンバーズネット \* との重複契約はできません。  
※NTTコミュニケーションズが提供するサービスです。

## ナンバー・アナウンスの対象となる着信

- 中継サービス電話会社を経由した着信も対象となります。
- INSネットからの着信も対象となります。
- デジタル方式の自動車・携帯電話、PHS、および地域系電話会社（一部事業者を除く）からの着信も対象となります。  
詳細については、ご利用の事業者へお問い合わせください。
- 国際電話（一部除く）など電話番号を通知できない着信については、対象となりません。

# ナンバー・リクエストとは

- 電話番号を「通知しない」でかけてきた相手に、「こちらは○○○△△△□□□□です。おそれいりますが、電話番号の前に186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知しておかけ直してください。」と音声メッセージで応答する機能です。この場合、着信音はなりません。(かけた方には通話料金がかかります。)
- ご利用いただくには、ナンバー・ディスプレイまたはナンバー・アナウンスのご契約が必要です。

## ナンバー・リクエストの操作手順

◆ご契約時は停止状態です。ご利用いただくためには開始の設定が必要です。

- ①受話器を上げて **148** をダイヤルして下さい。
- ②「現在、このサービスは[停止/開始]しています。サービスの停止は数字の **0** サービスの開始は数字の **1** を押して下さい。」というガイダンスが流れます。  
※ガイダンスが流れる前に、**0**、**1** をダイヤルすると正常に動作しない場合があります。  
※ガイダンスの途中でも、ガイダンスを最後まで聞かずに、**0**、**1** のダイヤル操作を行うことができます。(スキップ機能)

【開始する時】	【停止する時】
③ 数字の <b>1</b> をダイヤルして下さい。	③ 数字の <b>0</b> をダイヤルして下さい。
④ 「サービスを開始いたします。」というガイダンスが流れます。 ここで電話を切って下さい。 ナンバー・リクエストが開始されます。	④ 「サービスを停止いたしました。」というガイダンスが流れます。 ここで電話を切って下さい。 ナンバー・リクエストが停止されます。

- ※ナンバー・リクエストでメッセージ応答した場合は着信しません。
- ※ナンバー・リクエスト契約者がお話中の場合も、ナンバー・リクエストは機能します。
- ※ナンバー・リクエストの開始・停止の操作には通話料金がかかりません。
- ※自動車・携帯電話(一部事業者)、国際電話(一部除く)からなどの電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信についてはナンバー・リクエストは機能せず、そのまま着信します。

## 他のネットワークサービスと併せてご利用いただく場合の留意事項など(ナンバー・リクエスト)

### ①代表機能

- ・代表親番号にご契約の場合  
代表親番号に電話がかかってきた時には、お話し中であっても電話番号を通知しない着信に対して、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。
- ・代表子番号のみにご契約の場合  
代表選択された子番号が空いていれば、電話番号を通知しない着信に対して、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

※代表選択された代表子番号がお話し中であれば、次の回線を選択します。



なお、全てお話し中の場合、電話はつながらず、かけた人には「ブーツ、ブーツ…」という音が聞こえます。

### ②キャッチホン、話中時転送サービス

- ・お話し中にあとからかかってきた電話(割り込み電話)が電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、キャッチホン等は機能せず、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

### ③ボイスワープ、ボイスワープセレクト

- ・ボイスワープ、ボイスワープセレクト等の転送機能を利用中に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、電話は転送されず、かけた人にはナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

### ④でんわばん

- ・でんわばんを利用中(開始に設定した場合)は、でんわばんのメッセージが流れます。でんわばんの停止中に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

### ⑤迷惑電話おことわりサービス

- ・迷惑電話おことわりサービスの利用中に登録されている電話番号からかかってきた場合、迷惑電話おことわりサービスのメッセージで応答します。

## ⑥二重番号サービス

- ・二重番号サービスの利用中（開始に設定した場合）に主電話番号にかかってきた場合、二重番号サービスのメッセージで応答します。副電話番号に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合は、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。
- ・二重番号サービスの停止中に、主・副電話番号に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

## ⑦短縮ダイヤル

- ・本機能の設定で使用する「148」を短縮ダイヤルへ登録することはできません。

## ⑧なりわけサービス

- ・なりわけサービス利用中に登録リストに登録されているなりわけ対象電話番号から、電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

## ⑨ナンバー・アナウンス、ナンバーお知らせ136

- ・ナンバー・リクエスト開始中に、電話番号を「通知しない」でかかってきた着信については、メッセージ応答するため、ナンバー・アナウンス、ナンバーお知らせ136は機能しません。

## ■サービス利用マーク

「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」は、「発信者個人情報の記録を行う電話番号について、だれもが知り得るよう周知すること」と定めています。サービス利用者は注文受付などにサービスを利用していることを一般のお客さまにお知らせする際に「サービス利用マーク」をご利用下さい。

### 【広告使用例】

ビザ配達のお客さまへ下記の電話番号へ

**06-1234-5678**

「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。

### 【名刺使用例】

○商事

代表取締役  
野△夫  
〒100 東京都千代田区外幸町1-1-1  
(03)-1234-5678

「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。

**ID** 「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。

## ■「発信者個人情報保護ガイドライン」について

郵政省は、本サービスにより通知された電話番号が不当に利用されることを防止するため、平成8年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、本サービスの事業用利用者を対象とし、番号情報の適正利用を促しています。郵政省は同年11月に関連業界に対しガイドラインの周知を行いました。弊社で、発信電話番号情報を適正にご利用いただくよう、サービスをご利用いただくお客さまに対して、ガイドラインをご理解いただくよう努めるとともに、電話サービス契約約款などに盛り込みました。「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

### ●発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン

#### 1.目的

このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービス（以下「発信者情報通知サービス」という。）の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報を保護することを目的とする。

#### 2.定義

##### (1)発信者個人情報

発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像又は音声により当該発信者を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該発信者を識別できるものを含む。）をいう。

##### (2)事業用サービス利用者

発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。

##### (3)記録

コンピューター等による自動処理を行うかどうかにかかわらず、通知された発信者個人情報を後に取り出すことができる状態で保存することをいう。ただし、発信者に対して折り返し通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

#### 3.発信者個人情報の記録の制限等

- (1)事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- (2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の記録を行う場合、情報主体に対し、発信者個人情報を記録すること及び記録目的を告げなければならない。ただし、情報主体が既にこれを知っている場合はこの限りではない。
- (3)事業用サービス利用者は、コンピューター等による自動処理により発信者個人情報の記録を行う電話番号について、誰もが知り得る簡便でわかりやすい方法で周知しなければならない。

#### 4.発信者個人情報の利用の制限

事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない。

#### 5.発信者個人情報の提供の制限

事業用サービス利用者は、発信者個人情報を外部へ提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、記録目的にかかわらず、当該個人情報を外部へ提供することができる。

- (1)発信者が外部への提供について同意した場合
- (2)法令の規定により提供が求められた場合

#### 6.不当な差別的取扱いの制限

事業用サービス利用者は、発信者情報通知サービスの利用に際し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

#### 7.発信者個人情報の適正管理

- (1)事業用サービス利用者は、記録目的に応じて発信者個人情報の正確性を保つよう努めなければならない。
- (2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報への不当なアクセス、その紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して適切な保護措置を講じなければならない。
- (3)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の処理を外部に委託する場合には、契約等の法律行為に基づき、当該発信者個人情報に関する秘密の保持等に関する事項を明確にし、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

#### 8.事業用サービス利用者の発信者個人情報の開示及び訂正・削除

- (1)事業用サービス利用者は、情報主体から自己に関する発信者個人情報の開示の請求があった場合、本人であることを確認した上でこれに応じなければならない。
- (2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報に誤りがあり、情報主体から訂正・削除を求められた場合、正当な理由なく、その請求を拒んではならない。
- (3)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の誤りを訂正・削除するまでは、その情報を利用してはならない。